

(様式7-3)

政務調査活動・先進地調査等 報告書

令和5年2月21日

三田市議会議長 松岡信生 様

本会派（私）は、政務調査活動・先進地調査等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	盟政会	代表者	福田 秀章
		議員名	
派遣者氏名	福田秀章・今北義明・森本政直・幸田安司・小杉崇浩		
視 察 先	衆議院会館、国会議事堂		
調査事項 (調査目的)	① 有機栽培について ② 市街化調整区域について		
日 時	令和5年1月18日（水曜日）～令和5年1月19日（木曜日）		
視察先対応者	① 有機栽培について 農林水産省農産局農業環境対策課 課長補佐 大山兼広氏 農林水産省農産局技術普及課 課長補佐 島 宏彰氏 農林水産省農産局技術普及課 課長補佐 田久保 邦彦氏 ② 市街化調整区域について 国土交通省都市局都市交通課 課長補佐 浅川 一之氏 国土交通省都市局都市計画課 企画専門官 丸山宏司氏 国土交通省都市局都市計画課 係長 久永 桂輔氏		
添付資料	当日配布資料添付 ✓		

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時	令和5年1月19日(木曜日)10時30分～11時30分
視察先	衆議院第二会館
調査事項	有機栽培について
<p>(概要)</p> <p>まずは、農林水産省の職員の方より、有機農業をめぐる国の支援策について説明をいただき、その後に質疑を行った。</p> <p>●有機農業の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬をしないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業(有機農業の推進に関する法律 平成18年法律第112号) ・「有機生産物」…コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機生産物の日本農林規格(有機JAS規格)」の基準に従って生産された農産物。この規格に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機〇〇」「オーガニック」等と表示ができる。 <p>●日本の有機農業の実態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の有機農業の取組み面積は平成22年から令和2年にかけて約5割拡大している。 ・このうち、有機JAS認定を受けている農地では、39%が普通畑、22%が田、10%が茶畑、24%が牧草地となっている。 ・有機食品市場は拡大傾向(2017年に1,850億円→2030年に3,280億円の見通し)にあり、関係事業者の参入意識は高い。 <p>●有機農業の取組みの拡大に向けた支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組み面積の割合を25%(100万ha)に拡大を目指す。 ・2040年までに次世代有機農業技術の確立を目指す。 ・みどりの食料システム戦略推進総合対策・地域ぐるみのモデル的先進地区を創出し、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援する。 ・環境保全型農業直接支払い交付金・農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。 ・2025年までに『オーガニックビレッジ』(地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む地域)を100市町村に拡大し、有機農業の取組面積の拡大に取り組む。 ・有機転換推進事業・みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援する。 ・国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食サービス事業者の皆様のプラットフォーム「国産有機サポーターズ」を立ち上げ、有機農業の更なる取組拡大を図る。 <p>●肥料価格高騰対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料価格高騰対策事業・肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援する。 <p>●質疑</p> <p>Q. 有機肥料の高騰により、有機栽培をあきらめなければならない状況が起きているが、対策は?</p> <p>A. 一度有機でなくなると2年間は戻れない。この間に関する支援はない。今後検討したい。</p> <p>Q. 化成肥料が悪いようなイメージがあるが。</p> <p>A. 化成肥料を長年使い続けると微量要素が変わっていく。土壌由来の肥料で循環型農業を目指している。</p> <p>Q. オーガニックビレッジの宣言は市長がするものなのか? 有機農業者の割合が少なくてもできるのか?</p> <p>A. 事業主体として、市が宣言するもの。観光を頑張るとして宣言するところもある。多様な主体と連携して有機農業を進めていくと宣言してもらえれば大丈夫。</p> <p>Q. 肥料価格高騰対策は米以外もされているのか? この制度のことは知らなかった。市からも教えてもらっていないが。</p> <p>A. この事業は米に限ったものではない。兵庫県では兵庫県農業活性化協議会が窓口となっているので確</p>	

認してほしい。

- Q. 肥料も高いが、燃料費や電気代なども高騰している。このままでは縮小せざるを得ない。肥料は全体の一部に過ぎない。
- A. 農水省としては、別の部署で飼料の補助もしている。おっしゃる通り、他でも大変であることは把握している。
- Q. 今後の肥料の確保は大丈夫か？
- A. 春肥については確保できている。
- Q. 肥料だけでなく農薬も価格が高騰しているが。店頭では同じくらい。
- A. 数字でしか把握できていない。農薬は4%程度と把握しているが、実態を見ていきたい。

(所見)

有機農業を進めたくても、コストやリスクの面から積極的に進めていけない現実がある中で、国としては様々な支援策を用意して何とか拡大していこうとしている姿勢があった。

国の施策の情報が農業者まで届いていない現実があり、しっかりと情報提供できる体制の整備が必要であると思う。

肥料だけでなく、農業生産にかかるコストが全体的に高騰しており、米などの価格に転嫁できない作物を作る農業者には負担が大きい。

三田市が農業を基幹産業と位置づけ、さらなる発展を目指すためにも、国や県と政策面でしっかりと連携し、農業生産者一人ひとりに安心して農業に従事してもらえる環境の整備が大切だと改めて感じた。

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時	令和5年1月19日（木曜日）13時30分～15時00分
視察先	衆議院第二会館
調査事項	市街化調整区域について
<p>(概要)</p> <p>国土交通省の職員の方より、市街化調整区域について説明をいただき、その後に質疑を行った。</p> <p>●調整区域の土地利用の弾力化について（資料の説明）</p> <p>都市計画には、区域区分と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）があり、兵庫県が指定する区域は昭和45年の計画法に伴って制度が引かれた。</p> <p>開発許可制度は、良好な宅地水準を確保し、良好な市街地の形成を図ることと市街化調整区域における開発行為等を抑制し、区域区分制度の趣旨を担保する制度である。</p> <p>また調整区域においては基準（立地基準）があり、市街化調整区域において許容される開発行為の類型を定める基準（都市計画法第34条）では市街化を抑制すべき市街化調整区域の性格を担保という基準がある。</p> <p>また市街化調整区域で許可できる開発行為として都市計画法第34条の10号、地区計画に適合する建物、第11号、市街化区域に隣接・近接しおおむね50戸以上連たんしている地域における建物、第12号、市街化促進のおそれがなく、市街化区域で行うことが困難な建物、第13号、市街地調整区域が都市計画決定された際における既存の権利者が行う開発、または上記のように類型化できない開発行為については第三者機関に付議して個別に一件審査するという項目が都市計画法第34条第14号がある。</p> <p>そのほか都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化促進のおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為としている。</p> <p>また都市計画法34条では弾力化の対象とする用途類型として①観光振興のために必要な宿泊、飲食等の提供用施設、②既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等、公共団体に開発許可に対する弾力化としての通知している。</p> <p>都市計画の案を作成する場合は市町村とやりとりをした上で案を作成する。公告縦覧をする前に市町村の意見聴取を行うこととしている。区域の見直しには多少時間がかかる（最終的には都市計画審議会を経て決定する）。</p> <p>●質疑</p> <p>Q1 調整区域において網がかかっており、自分の土地であるのに、何も出来ない。また店舗や住宅においても、立て替えの場合、同じ用途ものしかできない、変更が出来ない、土地利用ができないのが現状である。国からもう少し緩和措置がないものなのか。</p> <p>A1 弾力化の用途変更については、観光振興の目的等での宿泊施設や飲食店の提供等であれば用途変更が可能である。市街化を促進しないもので県の開発審査会（県の有識者）が認めたものであればよい。</p> <p>Q2 第1種市街地再開発事業が三田で行われているが、既存地区に権利変換が出来ない、地区外に転出をせざるを得ない住民や会社等に対しての有効な施策がなく、再開発が遅れることも予想されるが、国の施策がないのか。</p> <p>A2 今、すぐに回答できないが調べておく。無いように思うが、市や県の方にも三田市の再開発事業の現状を聞いてみる。10、11、12号の条例や14号（個別に審査する）などと言ったことも可能である。三田市はしっかりと、調整区域を区分してやっておられることは良いことである。</p>	

(所見)

都市計画の区域・区分は無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域を、市街化区域と市街化調整区域に区分するものですが、それぞれの市町村によって個別具体的に事情が異なります。三田市も半分以上の地域で、調整区域となっていることから市街化を抑制しているが、市街化区域のすぐ近隣には調整区域が存在しており、計画的に調整区域がどうあるべきなのか見直す時期がきていると感じています。今回学んだことを参考に、三田市の発展に寄与してまいりたいと思います。

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)